

# 高等継続教育の日本的展開に関する一考察

## －私立短期大学の消長・変遷過程を中心に－

木田竜太郎

キーワード：四大化、吸収廃止型、昇格廃止型、撤退廃止型、高等継続教育

**【要旨】**日本の短期大学は、制度史的には、戦後教育改革の過程において、新制（四年制）大学への「昇格」が見送られた旧制専門学校群を「救済」するための暫定的な措置として発足したものである。その後、高度経済成長期においては、女性の社会進出や地域社会への大学教育機会の提供、高等教育進学率の向上などに一定の役割を果たしたものと評価され、近年は四年制大学量的拡大の主要因とも目されているが（短大改組による「四大化」）、今日ではその歴史的使命の「終焉」が囁かれてもいる。

日本における短期高等教育は、その大部分が私学セクターによって担われ、その消長と変遷、とりわけ「廃止」の過程については、概ね次の三つの類型に即して説明できる。すなわち、「A. 吸収廃止型＝短期大学を系列の四年制大学などに「吸収」したパターン」、「B. 昇格廃止型＝短期大学を改組・転換して四年制大学へと「昇格」させたパターン」、「C. 撤退廃止型＝短期大学の廃止によって設置者法人が大学教育から完全に「撤退」したパターン」であるが、特にB.（昇格廃止型）の事例は、戦後高等教育史における短期大学の機関的特性をある意味象徴するものであり、短期大学の「改革」が四年制大学への「昇格」という形で果たされてきた日本高等教育の一側面が浮かび上がる。

現在、「完成教育機関」としての短期大学の存在意義は大きく揺さぶられつつあり、今後は従来の短期大学制度の枠組みを超えた、生涯学習社会における「高等継続教育機関」としての短期高等教育システムの再構築と、「低度の高等教育」ではない「中等後教育」の独自性の確立が求められるものと思われる。

### 1. はじめに

本稿は、戦後高等教育の量的拡大に大きく寄与しながらも、従来主要な研究対象とされてこなかった「短期大学」の歴史的・制度的展開過程を分析することにより、日本における「高等継続教育」の特質と性格および今後の方向性を探求しようとする試みの一環である。さらには今日の競走的「大学改革の時代」を招いた直接的な要因の一つと思われる、日本における高等教育大衆化の構造の一端を明らかにしようとする企図を含んでいる。

日本の短期大学は、国際的には「短期高等教育（short-cycle higher education）」あるいは非大学セクター（Non-University Institutions）に分類される「中等後教育（post-secondary education）」および「継続教育（continuing education<sup>1)</sup>）」相当機関として位置づけられるが<sup>2)</sup>、制度史的には、戦後教育改革の過程において、新制（四年制）大学への「昇格」が見送られた旧制専門学校群を「救済」するための暫定的な措置として発足したものである。その後、高度経済成長期においては、女性の社会進出や地域社会への大学教育機会の提供、高等教育進学率の向上などに一定の役割を果たしたものと評価され、近年は四年制大学量的拡大の主要因とも目されているが（短大改

組による「四大化」、今日ではその歴史的使命の「終焉」が囁かれてもいる。

一方、世界各国の高等教育体系を概観すれば、その中核は伝統的な「大学（University）」であって、狭義の「大学セクター」に含まれない「非大学セクター」に関する研究上の関心は元来さほど強いものではなかった<sup>3)</sup>。しかし、1960年代から70年代にかけて先進諸国に共通して起こった高等教育大衆化の動きは、その多くが非大学セクターの創設と拡大によって支えられた側面をもち、80年代後半にはOECD教育委員会の呼びかけによって、高等教育のオルタナティブ・セクターに関する国際共同研究が実施されている<sup>4)</sup>。また、同じく80年代後半から90年代にかけて各国で台頭した「新自由主義」の動きは、時に極めてドラスティックな教育改革を実現させ、中でもいわゆる「知識基盤経済」の中核を担う人材を確保するための「高等継続教育」の改革は、今日に到るまで主要な課題であり続けている<sup>5)</sup>。

本稿の趣意は、短期大学の機関研究を媒介として「高等継続教育」の日本の展開に関する考察を深め、今後の「改革」への示唆を念頭に置きつつ、日本高等教育の制度史的再検討を図ることにある。今回は、近年の大学改革をめぐる状況の端緒と目される、1991（平成3）年の高等教育改革、すなわち大学設置基準の「大綱化」が、短期大学に与えた影響について概観する。この「大綱化」は周知の通り、カリキュラム編成の弾力化等に代表される従来型の設置認可行政の大幅な「規制緩和宣言」であり、これによって新制大学創設以来の「懸案事項」であった一般教養組織の解体、一般・専門教育の統合、教員の学部・学科所属、自己点検・評価等、今日の競争的大学の改革の時代に直接繋がる大学内部の大変革がもたらされることになる。

本稿においては、短大マーケットの変貌著しい「大綱化」以後20年間の状況を中心に、とりわけこの間、いわゆる市場化の直撃を受けたものと目される「私立短期大学」の消長と変遷の過程の一端を明らかにすることによって、短期大学の現状と課題および日本型高等継続教育の特質と性格について、一つの視点を提供することを目的としたい。なお、これまで日本においては、正規の教育機関に在籍していない比較的低学歴の青年・成人に対し、主に社会教育の見地から施される職業・技術教育を「継続教育」と称する向きが多かった。しかし近年、高等教育の修了者を含め、より広範な市民一般に提供される「継続的専門教育」の意味合いをもって、且つその機会拡充を志向する概念として「継続教育」の語が一般化しつつある。本稿では、短期大学を単なる「短期」の高等教育ではなく、21世紀型学習社会における「高等継続教育機関」として捉え直し、ともすれば「低度」の大学との嘲りを受けがちな短期高等教育の普遍性を確立するための一助としたい。

政府統計（学校基本調査）によれば、短期大学は制度化初年の1950（昭和25）年、計149校（国立0校、公立17校、私立132校）で発足し、1996（平成8）年、計598校のピークに達した。これを設置者別に見ると、国立は1989（平成元）年の41校、公立は1996年の63校、私立は1997（平成9）年の504校が、これまでのピークである。そして制度化60年を経た2010（平成22）年現在では、国立は再び0校、公立26校、私立369校、計395校となっている。一方、四年制大学数は、1996年時点で計576校（国立98校、公立53校、私立425校）と短期大学数を下回っていたものが、2010年現在では、計778校と急増している。

2010年時点の四年制大学数を設置者別に見ると、国立86校、公立95校、私立597校であり、私

立大学数の急伸が「大学」急増の主要因であることが裏づけられる。本稿において特に私学セクターを分析対象とする理由は、歴史上一貫して短期大学の制度的「主流」を占めていたことに加えて、前述の通り「短大改組による四大化」が「大学」急増の主要因と目される中、私立短期大学の改組・転換が、やはりその「主流」と考えられるためである<sup>6)</sup>。すでに山崎（1989<sup>7)</sup>、荒井（1995<sup>8)</sup>）などの先行研究が指摘する通り、私学高等教育の経営動態を明らかにするためには、その設置者たる学校法人の「総体としての経営行動」の分析が不可欠である。但し本研究の関心は、あくまで短期大学の機関研究を媒介とした日本高等教育の制度史的再検討にあり、その焦点は短期大学機関数の変遷に絞られる。手法としては大膳（1989<sup>9)</sup>）の研究に一部連なり、時期的にはその後の状況の一端についてフォローすることとなる。

## 2. 分析の対象と方法

〔図1〕は、学校基本調査に基づく、1991（平成3）年以降2010（平成22）年現在までの、私立大学（四年制）および私立短期大学の量的推移である。

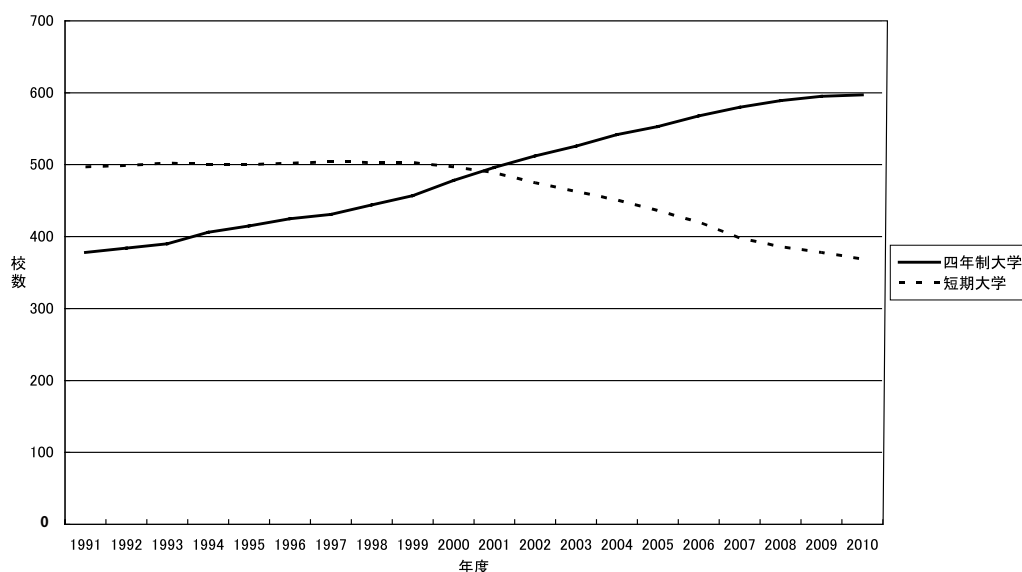


図1 私立大学・短期大学機関数の変遷 (1991～2010年度)

高等教育機関の消長・変遷をめぐる問題については、前述の山崎（1989）、大膳（1989）等による喜多村編（1989<sup>10)</sup>）の共同研究、同じく荒井（1995）等による市川編（1995<sup>11)</sup>）の共同研究、近年では、両角（2010<sup>12)</sup>）、米澤（2010<sup>13)</sup>）等の先行研究が示されている。特に学校法人の経営動態と大学・短期大学の「淘汰」について、山崎（1989）では、①大学昇格による短大・高専廃止、②大学法人の短大廃止、③都道府県知事所轄学校法人への変更、④学校法人の解散、⑤他法人への設置者変更、⑥他法人への系列化、⑦他法人への吸収合併、⑧公立への移管、という八つの類型が示されているが<sup>14)</sup>、本稿では、これまで扱われてきた「右肩上がり」の量的拡大期と大きく異なる環境下、すなわち短大マーケットの「右肩下がり」の変貌著しい〔図1〕の期間（1991～

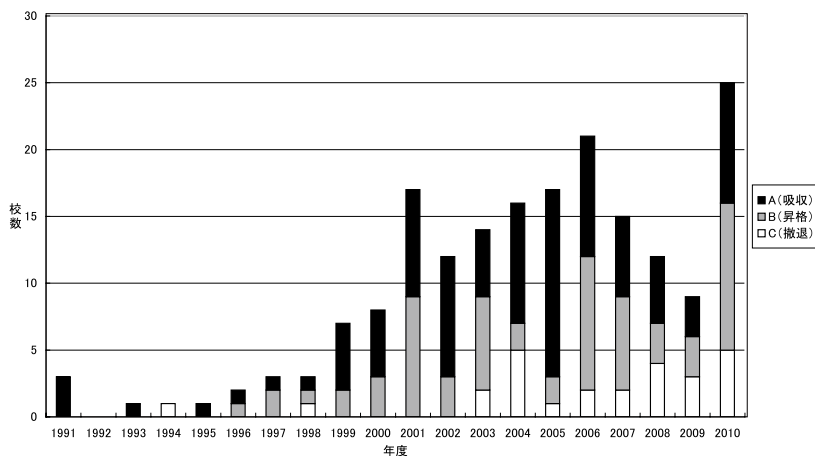
2010年度)における私立短期大学「廃止」の状況をより端的に示すため、(1)「廃止認可」を受けて正式に廃止されたもの、(2)全学の学生募集停止を届け出て事実上の廃止準備に入ったもの、以上二つの条件に当てはまる全私立短大を抽出し、それらを以下三つに類型化した。

- A. 吸収廃止型(短期大学を「大綱化」以前からある系列四年制大学などに「吸収」したパターン)  
 B. 昇格廃止型(短期大学を「大綱化」以後に改組・転換して四年制大学に「昇格」したパターン)  
 C. 撤退廃止型(短期大学の廃止によって設置者法人が大学教育から完全に「撤退」したパターン)

A. は、当該短期大学の設置者法人が、1991年大綱化以前より傘下に四年制大学を有し、短期大学をそれら系列大学等の内部に吸収合併する形で廃止・解消したパターンである。

B. は、当該短期大学の設置者法人が、1991年大綱化以降、短期大学を四年制大学への昇格という形で廃止・解消したパターンである。

C. は、当該短期大学の設置者法人が、1991年大綱化以降、短期大学を廃止・解消し、その継承機関を設置せずに大学教育から完全撤退したパターンである。



地域	校数
北海道	9
東北	8
関東	34
[東京]	35
中部	14
[愛知]	18
近畿	19
[大阪]	14
中国	13
四国	6
九州	17
計	187

図2 廃止された私立短期大学 (1991～2010年度)

[図2] は、1991年から2010年までの間に、正式に「廃止認可」を受けた、あるいは全学の学生募集停止を届け出た私立短期大学数を集計したものである。

集計に際しては地域差を考慮し、全国を8ブロックに分け、さらに東京・愛知・大阪の主要都府県については別枠とした。また、2010年度集計については、便宜上すでに全学で学生募集停止を届け出ている全ての私立短期大学数を暫定値として計上している<sup>15)</sup>。根拠資料は、文部省・文部科学省『全国短期大学・高等専門学校一覧』各年度版を用い、適宜、『全国大学一覧』『全国学校総覧』および各大学・短期大学の公式Web等で裏づけを取るものとする。

過去20年間に廃止された私立短期大学の総数は162校であり、これに学生募集停止中のものを

含めると [図2] の通り187校に上る。この数字は、前述の私立短期大学ピーク時の校数 (504校) から現校数 (369校) を差し引いた値 (135校) より遥かに多い。これは、全体統計が前年度の確定値を当該年度で集計していること、廃止だけでなくなお新設されるものもあること<sup>16)</sup>、などの理由による<sup>17)</sup>。以下、[図2] の総計 (187校) を、前述の三類型 (A.「吸収廃止型」、B.「昇格廃止型」、C.「撤退廃止型」) に即して検討する。

### 3. 私立短期大学「廃止」の類型

#### (1) 「吸収廃止型」の私立短期大学

[図2] のうち、A.の「吸収廃止型」私立短期大学数を抽出したものが、[図3] である。

[図3] の通り、A.の「吸収廃止型」私立短期大学は、187校中95校、約50.8%と全体の半数を占める。前述の山崎 (1989) の類型では②、「大学と短期大学を併置している大学法人が短期大学を廃止しスリムに」なるとされるケースである<sup>18)</sup>。

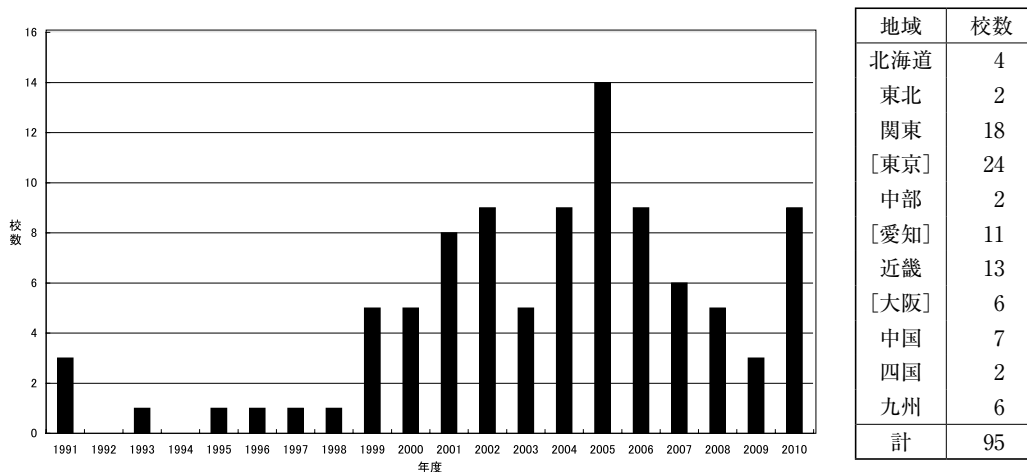


図3 A.「吸収廃止型」の私立短期大学 (1991～2010年度)

地域別に見れば、東京 (35校中24校) と、隣接する関東 (34校中18校)、愛知 (18校中11校) と、大阪に隣接する近畿 (19校中13校)、そして中国 (13校中7校) の計5ブロックで、このパターンが半数以上を占めた。北海道 (9校中4校)、大阪 (14校中6校) でも、後述のB.と並んで、このパターンでの短大解消例が最多である。

このグループの特徴は、特に高度経済成長期に四年制大学に併設していた短期大学の、少子高学歴化に伴う「本体機構」への吸収といった傾向にある。具体的には、短期大学の「資源」を活用した新学部・学科の増設、既設学部の定員増といった形での解消である。また、四大を擁する法人が地方に設置していた短大を撤退させた例や、既設の短大が四大を有する別の法人に吸収された例なども、このグループに含めている<sup>19)</sup>。

## (2) 「昇格廃止型」の私立短期大学

〔図2〕のうち、B.の「昇格廃止型」私立短期大学数を抽出したものが、〔図4〕である。

〔図4〕の通り、B.の「昇格廃止型」私立短期大学は、187校中66校、全体の約35.3%であった。山崎（1989）の類型では①、「大学昇格に伴って短期大学や高等専門学校を廃止する場合」にあたる。

地域別に見ると、東北（8校中4校）、中部（14校中8校）、九州（17校中8校）の計3ブロックで、このパターンの短大解消例が最多であった。北海道（9校中4校）、関東（34校中12校）、愛知（18校中7校）、大阪（14校中6校）でも、このパターンが3分の1を超えている。一方、東京（35校中8校）、近畿（19校中5校）では母数に比して少なく、四国は0校であった。

このグループには、「短大改組による四大化」の典型的な例が集まってくる。また、前述A.に振り分けた「四大法人の地方設置短大」のうち、同地で四年制大学に「昇格」した例については、こちらのグループに含めている<sup>20)</sup>。「大学倒産」の実例としてマスメディア等でセンセーショナルに報じられた中国（13校中4校）ブロックの二大学は、何れもこのグループに属している<sup>21)</sup>。

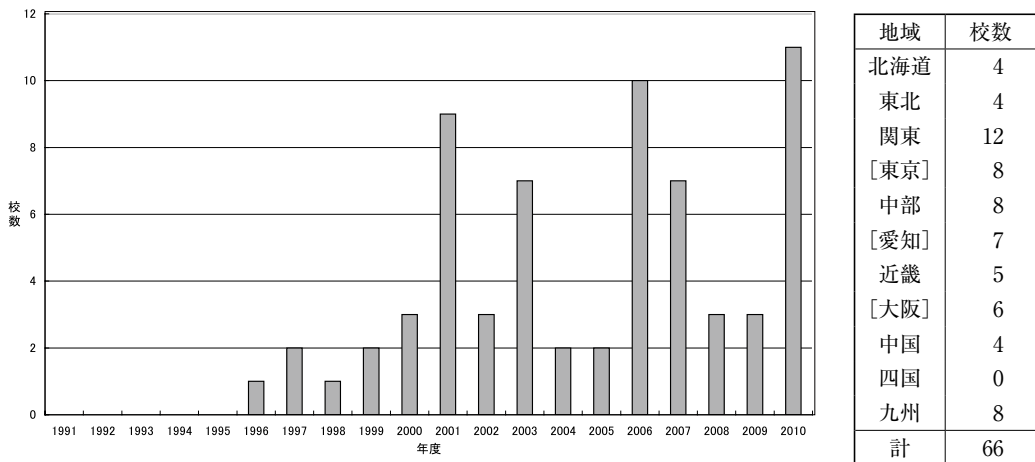


図4 B.「昇格廃止型」の私立短期大学（1991～2010年度）

## (3) 「撤退廃止型」の私立短期大学

〔図2〕のうち、C.の「撤退廃止型」私立短期大学数を抽出したものが、〔図5〕である。

〔図5〕の通り、C.の「撤退廃止型」私立短期大学は、187校中26校、全体の約13.9%である。山崎（1989）の類型による③から⑧までがこれに該当する。

校数では、関東、中部、四国が何れも4校で並んでいるが、割合では、四国（6校中4校）が群を抜いている。河野（1989）は、四国および中国地域が首都圏・近畿圏に比べ人口動態等の面で対照的な傾向を見せる「典型的なローカル・エリアの一つ」であることを指摘しているが<sup>22)</sup>、前述B.のパターンが0校であったことと併せて、この事実は注目に値する。

このグループは、近年の高等教育「市場化」の波に吞まれ、文字通り「淘汰」されたケースと見てよい。中には、中央政府所轄の学校法人として初の「解散命令」を受けた例や、教育実体

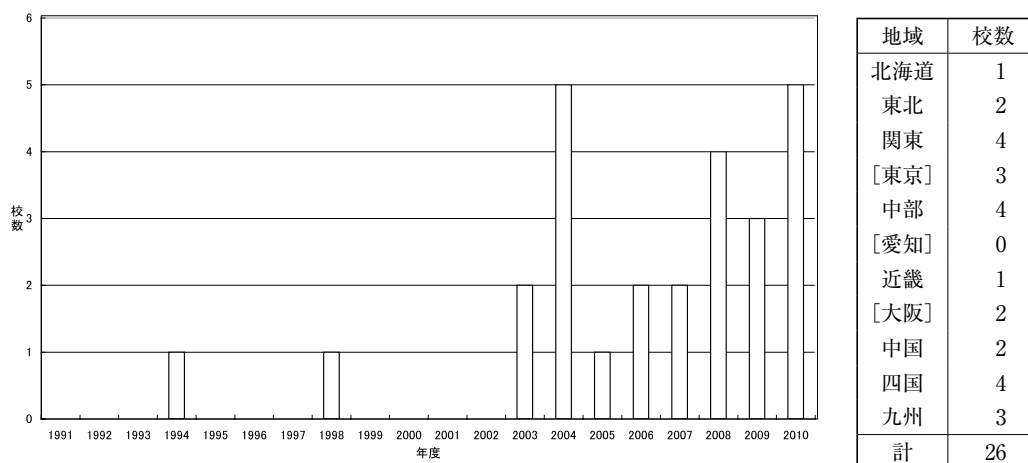


図5 C.「撤退廃止型」の私立短期大学（1991～2010年度）

が無いまま30年以上「名義」のみの存在であった例など、深刻なトラブルを抱え社会問題化したケースもある<sup>23)</sup>。

#### 4. 私立短期大学「廃止」の要因

前述の通り、私立短期大学の量的ピークは1997（平成9）年であるが<sup>24)</sup>、これを今回集計の地域別・廃止校数に割り当てると、北海道・約34.6%（26校中9校）、東北・約27.6%（29校中8校）、関東・約40.5%（84校中34校）、東京・約47.9%（73校中35校）、中部・約29.8%（47校中14校）、愛知・約48.6%（37校中18校）、近畿・約32.2%（59校中19校）、大阪・約34.1%（41校中14校）、中国・約43.3%（30校中13校）、四国・40%（15校中6校）、九州・約32.1%（53校中17校）となり、全体で約37.9%（494校中187校）もの短期大学が、この20年の間に廃止されたことになる。

この間、18歳人口は、概算で1,680,000人から1,220,000人と、約27.4%の減少であるが、短期大学の在籍者数は、446,750人から155,274人と、約65.2%の減少であり、少子化だけでは説明し難い状況といえる。校数の減少が際立ってくるのは1999（平成11）年からであり、特に2001（平成13）～2008（平成20）年は8年連続で二桁以上の廃校数を記録するなど、短期大学の制度化始まって以来のペースで事態が進行した。このような傾向は大学設置基準の「大綱化」以降、10年前後の時期を一つの契機としており、教育に関わる施策の効果が長期的なスパンで表れることを改めて示唆している。

短期大学廃止の要因は何か。また、そこにはどのような傾向があるのか。一般的には、「学生が集まらなくなり、経営難になったこと」が、その要因として予想されるが<sup>25)</sup>、山崎（1989）が指摘するように、「大学・短大が学生定員を充足しえず、経営上行き詰まったとしても、ただちに大学や短大が廃止されたり、学校法人が解散することは意外に少ない<sup>26)</sup>」。ここでは、全体的な傾向として、以下の二点を指摘したい。

[図6] および [図7] は、私立短期大学の分野別学科数を示している。前者が1991（平成3）年、後者が2010（平成22）年である<sup>27)</sup>。

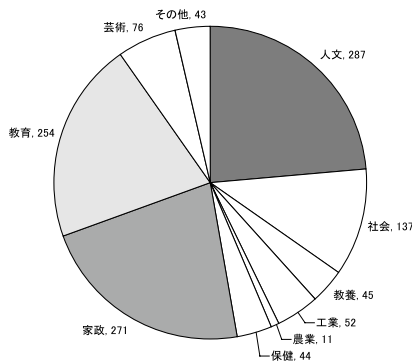


図6 私立短期大学分野別学科数 (1991年度)

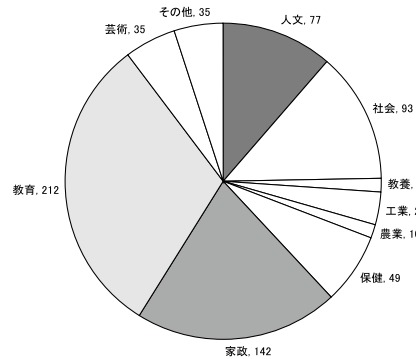


図7 私立短期大学分野別学科数 (2010年度)

〔図6〕および〔図7〕の構成比率を見ると、1991年時点では、人文約23%、家政約22%、教育約21%であり、この三分野で全体の約66%を占めている。一方、2010年時点では、人文約11%、家政約21%、教育約32%であり、三分野で全体の約64%である。女子学生の「伝統的」進学先といわれる三分野合計の「占有率」は変わらないが、人文系の減少と教育系の増加が顕著であり、「資格志向」と「職業色彩」がより強く表れていることが伺える。また、学科数は1220から684と、機関数の減少に伴いほぼ半減に近い結果であるが、学科「名称」の数は162から258と、六割以上の増加である。一例として、教育系(教員養成関係)の学科名称を見ると、1991年段階で「初等教育」「児童教育」「幼児教育」「保育」「養護教育」の5種類の名称しかなかったものが、2010年現在、「子ども」など19種類の名称が乱立している<sup>28)</sup>。

学科名称の増加は、「大綱化」によるカリキュラム編成の弾力化、すなわち教育内容の多様化と学問領域の学際化を示すものである。同様に四年制大学の学部名称は、1991年段階で98だったものが、2010年現在、432を数えるまでに急増している。例えば、おそらくは幼保一元化の流れを見据えて近年増加傾向にある「子ども学」の名を冠する四年制学部は、2010年時点で計18校存在するが、うち10校が、1991年以降新設の四年制大学に設置されている。ジェンダー特性の強い専門職として知られた幼稚園教諭や保育士の養成も短大から四大へと移行しつつあるわけである。加えて近年、中央教育審議会等においては、教員の「二種免許状」廃止の議論がいよいよ活発化しつつある。看護師養成の主流が四年制看護学部へと移行しつつあるのと同様の現象が、就学前保育や幼児教育教員養成の分野においても起こりつつあるというわけである。

〔図8〕は、過去20年間の大学・短期大学における女子進学率の推移である。

女子の短期大学進学率が初めて男子のそれを上回るのは1954(昭和29)年(男子2.0%、女子2.2%)、1955(昭和30)年には四年制大学の進学率を超え(四大2.4%、短大2.6%)、以後、「私立が九割、女子が九割」という短期高等教育の日本的構造が形成されてゆく。ところが、近年の社会変動は女子の高学歴志向を加速させ、奇しくも短期大学機関数がピークに達した1996(平成8)年にその進学率は、四大24.6%、短大23.7%と逆転、以後もその差は拡がり続け、2010年現在では、四大45.2%、短大10.8%となっている。

女子の高等教育進学率は、専修学校専門課程を含めればすでに1986(昭和61)年に男子を逆転



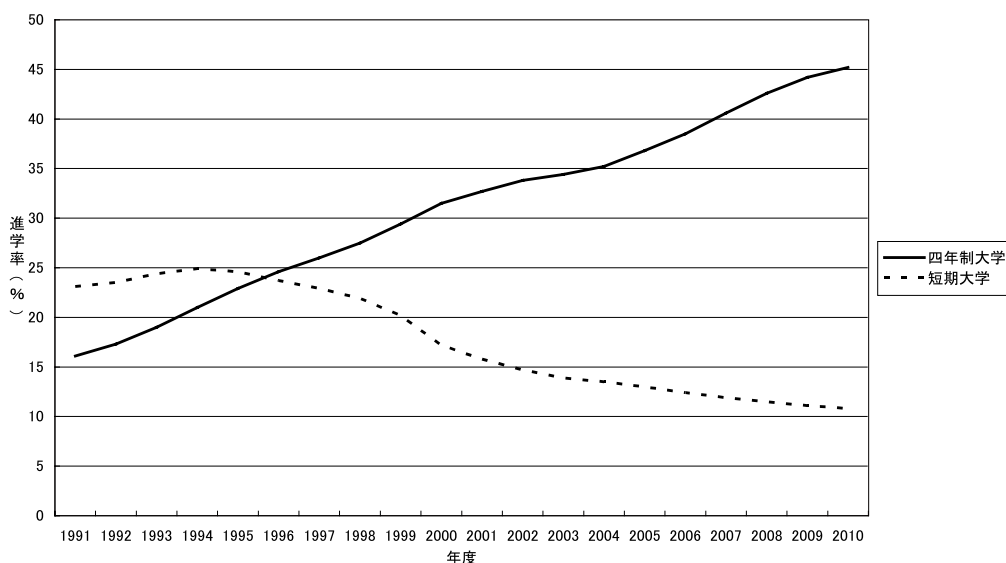


図8 大学・短期大学女子進学率の変遷 (1991～2010年度)

しており（男子48.4%、女子48.9%）、2010年現在では、史上初めて八割に達するまでになっている（男子78.4%、女子81.1%）。専修学校を除いた進学率（四大・短大の合計）も、1989（平成元）～1999（平成11）年まで11年連続で男子を上回った実績があり、進学率の男女同水準化は近年目覚ましいものがある。

丸山（1995）は、女子進学率上昇の要因について、教育経済学における説明の困難さを考察した上で、男女雇用機会均等法の施行等による女性のライフスタイルの変化や、そうしたサイクルの積み重ねによる女性の雇用市場の拡大、それに伴う「就職に有利な分野の高等教育」への進学率上昇、といった図式を描いているが、「従来ほとんど男子が占めていた分野に女子が進出してきている」ジェンダーフリー的情况は、近年ますます顕著である<sup>29)</sup>。

他方、その多くが「女子校」であった私立短期大学は、1950年代後半、中堅職業人の養成に焦点を当てた政府・産業界の短期大学改革要求に、「女子教育機関」としての意義を強調することによって対抗した歴史をもっている<sup>30)</sup>。小山（2009）は、同時期の日本私立短期大学協会の主張する短期大学教育の意義が、「性別役割分業観にのっとって、将来の主婦としての役割にふさわしい教育を行うことに、収斂していくもの」であったことを指摘している<sup>31)</sup>。

分野別学科数の変遷と、女子進学率の推移。この二点から、少なくとも二つのことが指摘できる。一つは、高等職業教育の多様化・高度化に伴う短期大学教育の相対的な需要低下、いま一つは、女子特性教育の価値低下に伴う短期大学教育の絶対的な需要低下である。かつて女子教育の「特性」を訴えて制度的恒久化を勝ち取った短期大学は、その「特性」から解放され、社会のあらゆる分野に進出するに到った「女性」たちから見限られつつあるというわけである。

## 5. むすびにかえて

館(2004)は、1991(平成3)年「大綱化」の短期大学にとっての意義(短大卒業者への「準学士」称号の授与と「学位授与機構」の創設、カリキュラム編成の弾力化、四年制大学への編入学を容易にする入学定員から収容定員への変更等)を、大学関係者はおろか政策当局者においてさえ「理解しているとは思えない状況」があったと指摘する<sup>32)</sup>。すなわち、「短大改革=四年制大学への改組」といった風潮の蔓延であり、事態はまさしく館の懸念通りの方向へと展開する。本稿が明らかにしてきた通り、短期大学「改革」は、その相当数が四年制大学「昇格」という形で果たされたのである。土持(2006)は、元来「職業色彩」が強く、一般・専門教育がともに短い修業年限で行われ、各種資格取得を目的としていた傾向のある短期大学にとって「大綱化」は、「結果的には、一般教育の形骸化に拍車をかけ(中略=引用者)短期大学の骨幹を揺るがし、専門学校との「境界線」を曖昧にした。短期大学における一般教育の問題は、四年制大学の場合より深刻であった」と指摘している<sup>33)</sup>。

館が審議会委員として、「世界的には、職業人の再学習をはじめ国民の間の生涯学習需要にこたえるために適した制度として短期高等教育の充実を図る動きが見られる」旨の文言挿入に苦心したと述べる1998(平成10)年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」は、天野郁夫をして、「その時点での高等教育のグランドデザインを、明確に描いてみせたもの」と評価されるものであった。しかし周知の通り、「改革はそのグランドデザインを大きく超える方向に、しかも異常なほどの速度で進展し始めた。二〇〇一年の文部科学省いわゆる「遠山プラン」(「大学(国立大学)の構造改革方針」)、二〇〇二年の中央教育審議会大学分科会の認証評価・専門職大学院・法科大学院の諸制度に関する三答申、二〇〇三年の国立大学法人法の成立と挙げていけば、この数年の間に「二十一世紀の大学像」答申の想定しなかった大きな規模の改革が、いかに急激に進められてきたかがわかる<sup>34)</sup>。

そもそも短期大学は、「原則として将来正規の四年制大学になる目途をもって」、やがて四年制大学へ「昇格すべきステップとして」、あくまで暫定的・実験的な制度措置として、政府・産業界のみならず大学関係者間においても、制度化初期から現在に到るまで、総じて消極的評価の中に押し込められてきた歴史をもつ<sup>35)</sup>。短期大学の課題は、一貫してその「独自性」の主張の脆弱さにあった<sup>36)</sup>。何故、四年制の学部教育とは別に短期年限の「大学」が必要であるのか。君島茂の言葉を借りれば、短大はまさに戦後大学改革の“鬼子”であった<sup>37)</sup>。そしてその存在意義は、遂に今日に到るまで明確なものとはなり得ていない。本稿では、大学設置基準大綱化が短期大学に与えた影響を焦点として、当該時期に区切った課題設定を試みたが、戦後の私学経営と短期大学の消長・変遷過程をより大局的に捉えた時、その機関的特性はますます明らかなものとなる。

〔図9〕は、1950(昭和25)年から1990(平成2)年までの間に「廃止」された私立短期大学数の集計である。A.は「吸収廃止型」、B.は「昇格廃止型」、C.は「撤退廃止型」を意味する<sup>38)</sup>。

地域別では、北海道5校(A.2校、B.2校、C.1校)、東北2校(A.1校、B.1校、C.0校)、関東10校(A.3校、B.3校、C.4校)、東京15校(A.6校、B.7校、C.2校)、中部2校(A.0校、B.2校、C.0校)、愛知9校(A.0校、B.8校、C.1校)、近畿8校(A.5校、B.2校、C.1校)、大阪2校(A.1校、B.1校、C.0校)、中国4校(A.0校、B.3校、C.1校)、四国2校(A.1校、

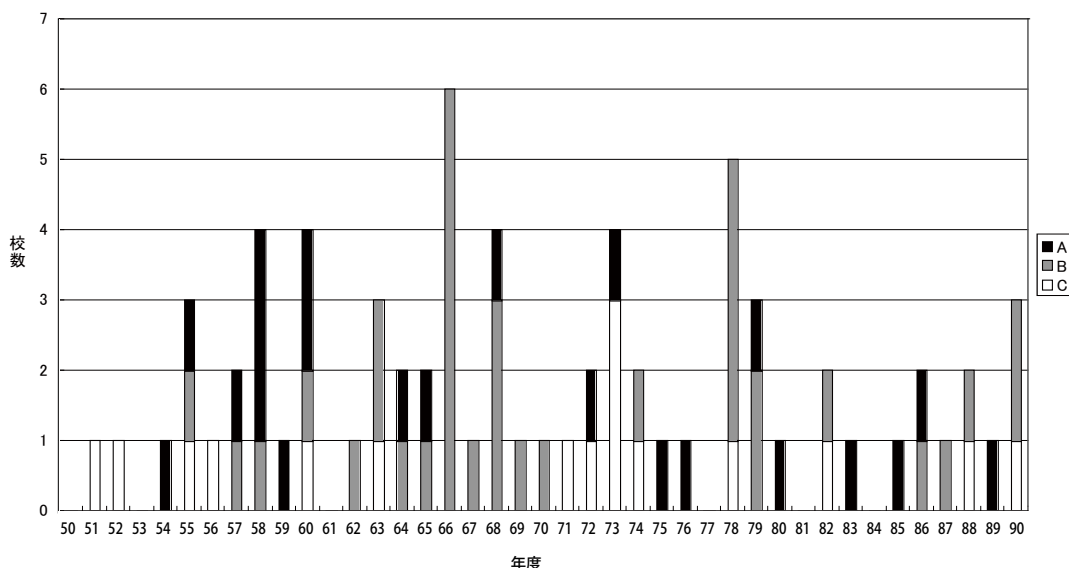


図9 廃止された私立短期大学（1950～1990年度）

B. 0校、C. 1校）、九州13校（A. 3校、B. 5校、C. 5校）であり、計72校（A.22校、B.34校、C.16校）の短期大学が制度化から大綱化に到る40年の間に廃止されたことになる。注目すべきはB.の比率の高さ（約47.2%）であり、大学開設のステップとしての短大設置という志向性が明らかである。

さらに、前述の〔図2〕と〔図9〕の数字を合算すると、A.117校、B.100校、C.42校となるが、〔図2〕においてA.に区分された95校のうち、大綱化「以前」という前提を外して設置の過程それ自体を問題とした場合、実はB.に振り分けられるべき事例が計45校にも上る。そして、過去60年間で廃止された全私立短期大学というカテゴリーで改めて類型化を試みると、その解消パターン比率は、A.約27.8%（72校）、B.約56%（145校）、C.約16.2%（42校）となり、「四大化」のための“踏み台”としての短大という傾向がますます顕著に表れることとなる。四大化の「母体」としての「役割」を終えた短大は、残置されても規模は縮小され存在感も低下する。これらの現状を鑑みるに、少なくとも「完成教育機関」としての短期大学の歴史的使命は、すでに終焉を迎えたものといえよう。完成教育機関としての発展志向の弱さと、高等教育機関としての権威志向の強さ、これが日本における短期高等教育、とりわけその九割を占める私立短期大学の偽らざる特徴であったといえる。

「短期大学」は今後、どのような在り方を模索すべきなのか。その展望を示すことは容易ではないが、大学の一種であるためのある種の拠りどころでもあった安易な教養主義や、恒久化運動時の“切り札”でもあった「女子教育機関」としての存在意義を強調するだけでは、到底生き残れないことだけは確かである。加えて昨今、中央教育審議会等においては、おそらくは専修学校の大学「昇格」が想定された日本型「専門大学」構想の議論がいよいよ活発化しつつあり<sup>39)</sup>、今後は従来の短期大学制度の枠組みを超えた、生涯学習社会における「高等継続教育機関」として

の短期高等教育システムの再構築と、“低度の高等教育”ではない「中等後教育」の独自性の確立が求められるものと思われる。

## 注

- 1) 継続教育は、イギリスなどを中心に「further education」ともいわれる。姉崎洋一（2008）『高等継続教育の現代的展開－日本とイギリス』北海道大学出版会、喜多村和之（1999）『現代の大学・高等教育－教育の制度と機能』玉川大学出版部、などを参照。
- 2) UNESCOの国際標準教育分類（ISCED）においては、日本の短期大学は「レベル5 B」相当機関に位置づけられている。
  - ・レベル5 B：「専門士」を授与する専修学校専門課程、短期大学、高等専門学校、短期大学専攻科、高等専門学校専攻科。
  - ・レベル5 A：四年制学士課程、六年制学士課程（医学、歯学、獣医学）、修士課程、大学専攻科。
  - ・レベル6：博士課程。
 OECD編、森利枝訳（邦訳2009）『日本の大学改革－OECD高等教育政策レビュー：日本』明石書店、などを参照。
- 3) 日本の短期大学に関するレビューについては、拙稿（2011）「短期大学制度史研究序説－先行研究に見る課題と展望」『早稲田教育評論 第25巻第1号』早稲田大学教育総合研究所、同（2011）「短期高等教育の国際比較に関する一考察－日・韓・豪の事例を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊 第19巻第1号』早稲田大学大学院教育学研究科、などを参照。
- 4) 阿部美哉・金子元久編（1990）『「大学」外の高等教育－国際的動向と日本の課題』広島大学大学教育研究センター、阿部美哉（1991）『生涯学習時代の短期高等教育』玉川大学出版部、などを参照。
- 5) 姉崎洋一は、臨教審以降の日本における高等教育・継続教育（社会教育・生涯学習）改革に共通する政策原理として、「競争と効率の優先、選択と自立の自己責任性、機会均等や公平・公正の原理の駆逐、卓越したものへの財政の重点配分原理」を挙げている。姉崎（2008）前掲書、まえがき。
- 6) 小山静子は、少なくとも1950年代において「短期大学は二つの顔をもっており、それぞれそれは、男子の職業教育と女子の教養教育や教員養成というように、はっきり区分されていた」とし、その後の「専科大学」構想など「政府が進めようとしていた短期大学の職業教育機関化」に対応する国立短期大学、その意図に対抗して「女子教育機関としての存在意義を強調する」ようになった私立短期大学という歴史的構図を示している。小山静子（2009）『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房、pp.119,129。
 

また、地方公共団体が設置する公立短期大学が「地域教育機関」としての使命を第一義としたことは自明であり、ここに日本型短期高等教育の設置者別「役割分担」機能がより明確に説明できるものと思われる。国立大学の漸減に関しては、行財政改革の観点から進められた統廃合の影響が大きく、もともとの設置形態が四大附設を主としていた国立短期大学についてもそこに組み込まれたものが見ることができ、公立大学の増加については、地域教育機関の高度化を志向した公立短期大学の四大転換が大きな一因と思われ、本稿の関心に近似した傾向が表れるものと思われる。よって「短大改組による四大化」を主要課題とするならば、公立短期大学の動向が同時に検討されなければならないが、国公立学校の設置者である中央および地方政府（法人化以後は大学法人）の政策動向と学校法人の経営動態とを一元的に論じることはできない。本稿において

は、それら諸課題の前提としてまず私立短期大学の事例について取り扱い、国公立短期大学の動向については稿を改めて検討する。

- 7) 山崎博敏 (1989) 「学校法人の生成と淘汰－経営主体からみた高等教育機関」喜多村和之編『学校淘汰の研究－大学「不死」幻想の終焉』東信堂、pp.130-152。
- 8) 荒井克弘 (1995) 「新設私立大学・短大の供給メカニズム」市川昭午編『大学大衆化の構造』玉川大学出版部、pp.125-153。
- 9) 大膳司 (1989) 「現代日本の高等教育機関の消長」喜多村編、前掲書、pp.16-36。
- 10) 喜多村編 (1989)、前掲書。
- 11) 市川編 (1995)、前掲書。
- 12) 両角亜希子 (2010) 『私立大学の経営と拡大・再編－1980年代後半以降の動態』東信堂。
- 13) 米澤彰純 (2010) 『高等教育の大衆化と私立大学経営－「助成と規制」は何をもたらしたのか』東北大学出版会。
- 14) 山崎 (1989)、前掲論文、pp.141-143。
- 15) 以下、[図3] [図4] [図5] に関しても同様に処理する。
- 16) 当該期間 (1991～2010年度) の新設私立短期大学数は32校であるが、うち数校は同期間に廃止されている。
- 17) また、荒井 (1995) が指摘するように、官製資料においても「大学ごとの記載事項は必ずしも一致しているわけではなく (中略＝引用者) 確認を必要とするものが少なくなかった。」荒井、前掲論文、pp.127。
- 18) 山崎 (1989)、前掲論文、pp.141-143。山崎は、①と②のケースについて、「いずれも、傘下の高等教育機関の教育段階を高める積極的なスクラップである」と評価している。
- 19) 前者の例として、文化女子大学室蘭短期大学 (北海道)、洗足学園魚津短期大学 (富山県)、桃山学院短期大学 (愛媛県) などが挙げられる。後者の例として、湘南国際女子短期大学 (神奈川県、多摩大学に吸収)、名古屋聖霊短期大学 (愛知県、南山大学に吸収)、成安造形短期大学 (京都府、大阪成蹊大学に吸収) などがこれに該当する。
- 20) 駒澤大学苫小牧短期大学 (北海道)、東京理科大学諏訪短期大学 (長野県)、東京理科大学山口短期大学 (山口県) などがこれに該当する。
- 21) 立志館大学は広島女子商短期大学 (広島県)、萩国際大学は萩女子短期大学 (山口県) が母体である。
- 22) 河野員博 (1989) 「高等教育機関淘汰の地域的特性－中・四国の短期大学を中心に」喜多村編、前掲書、pp.63。
- 23) 酒田短期大学 (山形県、2003年度より学生募集停止)、富士見丘女子短期大学 (静岡県、1969年度より学生募集停止)、北九州短期大学 (福岡県、1977年度より学生募集停止) などは、特に深刻な事例である。
- 24) 統計上は504校であるが、うち10校は当時すでに学生募集停止の状態であり、実質的には494校となる。
- 25) 大膳 (1989)、前掲論文、pp.28。
- 26) 山崎 (1989)、前掲論文、pp.146。
- 27) 1991年度と2010年度では、根拠資料 (文部省・文部科学省『全国短期大学・高等専門学校一覧』) における「分野」の類型が多少異なる。ここでは、2010年度版における類型を基本とし、以下の通り読み替えることとする。人文：文学・宗教、社会：「社会・社会福祉・社会事業」・「法律・商業・経済」、教養：教養、工業：理学・工学、農業：農業、保健：医療技術、家政：家政、教育：教員養成・「保健・体育」、芸術：美術・音楽。

- 28) ここでは、1991年度資料において独立項目であった「保健・体育」に類するものは、「19種類」の中に含めていない。
- 29) 丸山文裕（1995）「女子高等教育進学率の変動」市川編、前掲書、pp.89-99。
- 30) 小山（2009）前掲書、pp.128-129。
- 31) 小山（2009）前掲書、pp.138。
- 32) 館昭（2004）「日本型コミュニティ・カレッジは成功するのか－短大ファーストステージ論・再論」『Between（2004年5月号）』ベネッセ教育研究開発センター（最終閲覧2011/04/14）。  
[[http://benesse.jp/berd/center/open/dai/between/2004/05/01toku\\_07.html](http://benesse.jp/berd/center/open/dai/between/2004/05/01toku_07.html)]
- 33) 土持ゲーリー法一（2006）『戦後日本の高等教育改革政策－「教養教育」の構築』玉川大学出版部、pp.267。
- 34) 天野郁夫（2006）『大学改革の社会学』玉川大学出版部、pp.76-77。
- 35) 引用部分はGHQ(CIE)担当官T.オアの発言とされるものである。海後宗臣・寺崎昌男（1969）『大学教育（戦後日本の教育改革 第九巻）』東京大学出版会、pp.190、土持（2006）前掲書、pp.244。
- 36) 土持ゲーリー法一は、短期大学に関わる最大の圧力団体であった日本私立短期大学協会の恒久化運動について、「短期大学の独自性を提唱しながら、大学という枠に固執し、大学の骨幹の単位制についても、短期大学に相応しいように修正を求める独善的なものであった」と批判している。土持（2006）前掲書、pp.263。
- 37) 君島茂（1983）「大学制度としての短期大学の課題」大沢勝他編『講座 日本の大学改革（第五巻 大学の制度改革）』青木書店、pp.274。
- 38) サレジオ短期大学（東京都）など、「大学」以外の高等教育相当機関（高等専門学校および専修学校）への継承については、便宜上C.に区分している。
- 39) 文部科学省中央教育審議会答申（2011）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（最終閲覧2011/04/14）。  
[[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm)]